

Page	改正後	現行	備考	差分
新:表紙 旧:1	デビットカード取引規定	デビットカード取引規定		
新:表紙				
新:表紙	<u>JAバンク</u>			追加
新:1 旧:1	第1章 デビットカード取引	第1章 デビットカード取引		変更
新:1 旧:1	1 適用範囲	1. (適用範囲)		変更
新:1 旧:1	次の各 <u>項</u> のうち、いずれかの者（以下、「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当組合がJAキャッシュカード（ローンカード）規定およびICカード規定にもとづいて、普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。）、JAカードローンについて発行するJAキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「売買取引債務」といいます。）を当該カードの貯金口座（以下、「貯金口座」といいます。）から貯金の引落し（総合口座取引規定、JAキャッシュカード（ローンカード）規定、ICカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、 <u>本章において</u> 「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。	次の各 <u>号</u> のうち、いずれかの者（以下、「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当組合がJAキャッシュカード（ローンカード）規定およびICカード規定にもとづいて、普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。）、JAカードローンについて発行するJAキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下、「売買取引債務」といいます。）を当該カードの貯金口座（以下、「貯金口座」といいます。）から貯金の引落し（総合口座取引規定、JAキャッシュカード（ローンカード）規定、ICカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。		変更
新:1 旧:1	<u>(1)</u> 日本デビットカード推進協議会（以下、「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。	<u>①</u> 日本デビットカード推進協議会（以下、「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。		変更
新:1 旧:1	<u>(2)</u> 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。	<u>②</u> 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。		変更
新:1 旧:1	<u>(3)</u> 規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され、加盟店金融機関と加盟店契約を締結した、民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下、「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当組合のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。	<u>③</u> 規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され、加盟店金融機関と加盟店契約を締結した、民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下、「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当組合のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。		変更
新:1 旧:1	2 利用方法等	2. (利用方法等)		変更
新:1 旧:1	(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます。）に読み取らせる	(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます。）に読み取らせる		

Page	改正後	現行	備考	差分
	かまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店を通じてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。	かまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店を通じてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。		
新:1 旧:2	(2) 端末機を使用して、貯金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。	(2) 端末機を使用して、貯金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。		
新:1 旧:2	(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。	(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。		
新:1 旧:2	<u>a</u> 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合	<u>①</u> 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合		変更
新:2 旧:2	<u>b</u> <u>1</u> 回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合	<u>②</u> <u>1</u> 回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合		変更
新:2 旧:2	<u>c</u> 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合	<u>③</u> 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合		変更
新:2 旧:2	(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。	(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。		
新:2 旧:2	<u>a</u> <u>1</u> 日あたりのカードの利用金額（J Aキャッシュカード（ローンカード）規定およびI Cカード規定による払戻し金額を含みます。）が、当組合が定めた範囲を超える場合	<u>①</u> <u>1</u> 日あたりのカードの利用金額（J Aキャッシュカード（ローンカード）規定およびI Cカード規定による払戻し金額を含みます。）が、当組合が定めた範囲を超える場合		変更
新:2 旧:2	<u>b</u> 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合	<u>②</u> 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合		変更
新:2 旧:2	<u>c</u> カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合	<u>③</u> カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合		変更
新:2 旧:2	(5) 当組合がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。	(5) 当組合がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。		
新:2 旧:2	<u>3</u> <u>デビットカード取引契約</u>	<u>3.</u> <u>(デビットカード取引契約)</u>		変更
新:2 旧:2	(1) 前条第 <u>1</u> 項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。	(1) 前条第 <u>1</u> 項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下、「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。		変更
新:2 旧:2	(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。	(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。		
新:2 旧:2	<u>a</u> 当組合に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引き落された貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。	<u>①</u> 当組合に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引き落された貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。		変更
新:2 旧:2	<u>b</u> 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下、 <u>本条において</u> 「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に <u>かかる</u> 債権の譲渡に関して当該売買取引に <u>かかる</u> 抗弁を放棄する旨の意思表示。	<u>②</u> 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下、「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に <u>係る</u> 債権の譲渡に関して当該売買取引に <u>係る</u> 抗弁を放棄する旨の意思表示。		変更



Page	改正後	現行	備考	差分
	払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機、支払機、振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。	払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機、支払機、振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。		
新:3 旧:4				
新:4 旧:4	<b>第2章 公金納付</b>	<b>第2章 公金納付</b>		変更
新:4 旧:4	<b>1 適用範囲</b>	<b>1. (適用範囲)</b>		変更
新:4 旧:4	<p>協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、J Aキャッシュカード（ローンカード）規定、I Cカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱いします。</p> <p>ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p>	<p>協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、J Aキャッシュカード（ローンカード）規定、I Cカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱いします。</p> <p>ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p>		追加
新:4 旧:4	<b>2 準用規定等</b>	<b>2. (準用規定等)</b>		変更
新:4 旧:4	(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2「利用方法等」、3「デビットカード取引契約」、4「貯金の復元等」および5「読替規定」を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。	(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2（利用方法等）、3（デビットカード取引契約）、4（貯金の復元等）および5（読替規定）を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。		変更
新:4 旧:4	(2) 前項にかかわらず、前記第1章2(3)cは、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。	(2) 前項にかかわらず、前記第1章2.(3)㉓は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。		変更
新:4 旧:4	(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。	(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。		
新:4 旧:4				

Page	改正後	現行	備考	差分
新:4 旧:4	<b>第3章 管理</b>	<b>第3章 管理</b>		変更
新:4 旧:4	<b>1 利用停止</b>	<b>1. (利用停止)</b>		変更
新:4 旧:4	デビットカード取引を希望されない場合は、当組合所定の方法によりデビットカード取引機能停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当組合はデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この手続きを行う前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	デビットカード取引を希望されない場合は、当組合所定の方法によりデビットカード取引機能停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当組合はデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この手続きを行う前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		追加
新:5 旧:5	<b>2 カード・暗証番号の管理等</b>	<b>2. (カード・暗証番号の管理等)</b>		変更
新:5 旧:5	(1) カードは第三者に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当組合へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前条に基づきデビットカード取引機能を停止する措置を講じます。	(1) カードは第三者に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当組合へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記1に基づきデビットカード取引機能を停止する措置を講じます。		変更
新:5 旧:5	(2) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(2) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
新:5 旧:5	(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、ATMや窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。	(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、ATMや窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。		
新:5 旧:5	<b>3 規定の準用</b>	<b>3. (規定の準用)</b>		変更
新:5 旧:5	この規定に定めのない事項についてはJ Aキャッシュカード（ローンカード）規定、ICカード規定またはJ Aカード（一体型）規定により取扱います。	この規定に定めのない事項についてはJ Aキャッシュカード（ローンカード）規定、ICカード規定、またはJ Aカード（一体型）規定により取扱います。		削除
新:5 旧:5	<b>4 規定の改定</b>	<b>4. (規定の改定)</b>		変更
新:5 旧:5	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:5 旧:5	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める規定改正日以降、最初にこのカードを利用した日をもって承諾したものとみなし、その日以降の取引から適用するものとします。なお、新規定の適用開始日についても別の定めをした場合は、その定めによるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める規定改正日以降、最初にこのカードを利用した日をもって承諾したものとみなし、その日以降の取引から適用するものとします。なお、新規定の適用開始日についても別の定めをした場合は、その定めによるものとします。		
新:5 旧:5	以上	以上		